

令和7年（わ）第626号 傷害致死被告事件

令和8年3月11日 千葉地方裁判所刑事第3部宣告

主 文

被告人は無罪。

理 由

第1 公訴事実

本件公訴事実は、「被告人は、令和7年4月6日頃、千葉県柏市内のX方において、Bに対し、その腹部を膝で蹴るなどの暴行を加えていた前記Xと共謀の上、その頃、同所において、前記Bに対し、こもごも、その腹部を殴打したり蹴ったりするなどの暴行を加え、よって、前記一連の暴行により、同人に後腹膜損傷等の傷害を負わせ、同月7日午前4時40分頃、同市内の病院において、同人を前記傷害に基づく出血性ショックにより死亡させたが、被告人及び前記Xのいずれの暴行に基づく傷害により前記Bを死亡させたかを知ることができない」というものである。

第2 前提事実及び争点

1 関係証拠により認められる前提事実（以下の日付は令和7年）

(1) 被告人とX（以下「X」という。）は、高校の同級生で親しい友人であり、B（以下「被害者」という。）も、高校生の頃から被告人やXと友人であった。本件当時、Xは自宅で古物商を営んでいて、被害者はXに雇用され2月以降はX方に住み込んで働いており、被告人も頻繁に（週4回程度）X方を訪れていた。Xは、被害者が仕事でミスをしたり嘘をついたりすることなどを理由に暴行を加えるようになり、3月中旬以降は、少なくとも週に2、3回は強度の暴行を加えており、被告人は、X方でその暴行を目にしていた。

(2) Xは、X方で、4月6日午後1時頃、被害者の腹部付近を膝蹴りするなどの暴行を加えた。その後、Xと被害者は外出し、午後6時頃帰宅した。午後7時頃、被告人がX方に来て、その後、午後9時頃までの間に、被害者は腹部付近に暴行を加えられた（暴行の主体や態様について争いがある）。午後9時頃、被告人とXは外

出したが、被害者は、X方に残った。被告人とXは、4月7日午前2時25分頃帰宅し、その後被害者の容態が急変したため、Xが午前3時28分に119番通報したが、救急隊員到着時には被害者は心肺停止状態であり、公訴事実記載の病院に搬送されたものの午前4時40分に死亡が確認された。

(3) 被害者の死因は、4月6日に腹部付近（腹部、腰部及び胸部）に加えられた暴行により後腹膜等が損傷して出血したことによる出血性ショックであるが、これらの損傷を生じさせた具体的な暴行を特定することはできない。

(4) Xは、被害者に対する傷害致死の事実によって4月25日に起訴され、令和8年1月下旬の自らの公判（以下「X公判」という。）において、腹部付近への暴行はしておらず、傷害致死罪は成立しないなどと主張したが、第一審判決は、Xが単独及び被告人と共謀の上、被害者の腹部付近に暴行を加えて傷害を負わせ、死亡させた旨認定し、懲役8年に処した。Xは控訴し、控訴審では量刑不当の主張を予定している。

2 争点及び当事者の主張

前記のとおり、被害者は、4月6日に腹部付近に加えられた暴行により死亡したものであるところ、検察官は、Xの当公判での証言に基づき、「Xが、4月6日午後1時頃に被害者の腹部を膝で蹴った（以下「第1暴行」という。）後、被告人は、Xと共謀の上、午後7時頃から午後9時頃までの間に、Xが被害者の腹部を殴り、被告人が被害者の腹部を殴ったり蹴ったりする暴行を加えており（以下「第2暴行」という。）、両者の暴行は同一の機会にされているから、被告人には、同時傷害の特例により傷害致死罪が成立する」旨主張する。

これに対し、弁護人は、第2暴行に関するXの証言は信用できず、第2暴行の場面で自身の暴行を否定する被告人の供述（Xが、被害者の言動に腹を立てて腹部を殴ったり蹴ったりするなどしており、被告人は、これを見かねてXの方へ行こうとする被害者を止めようとして肩を平手で叩いたりしたにすぎない）は排斥できないとして、「被告人は腹部付近への暴行をしていないから同時傷害の特例の適用はなく、

また、暴行をしたXと共謀していないから、無罪である」旨主張する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、Xの証言は信用できず、被告人が腹部付近に暴行を加えたことを認めることはできないから、同時傷害の特例は適用されず、また、第2暴行をしたXとの間の共謀も認められないから、無罪であると判断した。

1 被告人の腹部付近への暴行（Xの証言の信用性）

(1) Xの供述の経過等

ア Xは、4月7日未明、病院において柏警察署への任意同行に応じ、同署で取調べを受け、「Xも被告人も、被害者に一切暴行をしていない。被害者のけがは被害者の母のパートナーのDVによるものである。」旨供述した。一方、被告人も、同日、任意同行に応じた後、柏警察署で、「Xが、4月6日午後7時頃に被害者の腹部を殴り、翌7日午前2時30分頃に被害者の腹部を殴るなどした」旨記載した上申書を作成して提出した。

Xは、被告人の上申書等に基づき、4月6日夜及び翌7日未明にそれぞれ被害者に暴行を加えて傷害を負わせたという被疑事実により、4月8日午前2時過ぎに逮捕された。一方、被告人は、4月7日の取調べ後に帰宅したが、その後、Xの供述等に基づき4月10日に逮捕された。Xは、逮捕時に、被害者の死亡を認識しており、その原因は腹部への暴行だろうと考え、傷害致死罪になる可能性も認識していたほか、被疑事実は被告人の供述に基づくものであり、被告人は4月7日に警察署から帰されたことも認識していた。

イ Xは、4月8日の逮捕後から4月18日までの取調べにおいて、腹部付近への暴行に関し、警察官及び検察官に対し、「4月6日午後1時頃、被害者の腹を膝で蹴るなどし、午後7時頃から午後9時頃までの間に、被害者の腹を殴り、胸を蹴った。被告人も、Xと同じタイミングで被害者の腹を殴ったり蹴ったりした。4月7日未明には、誰も暴行を加えていない。」旨供述した。

Xは、4月18日の検察官取調べにおいて、「被告人が全ての責任を自分になす

りつけ、あることないこと言っていて腹が立つ。被告人はこのままパイ（釈放）になるのか。」などと供述した。

ウ Xは、4月24日（起訴前日）の警察官取調べにおいて、腹部付近への暴行に関し、「4月6日昼に被害者の胸を膝で蹴った。同日夜には、被害者の腹部付近への暴行はしていない。」旨供述し、被告人の暴行については、「被告人は、4月6日夜、被害者の首をつかんで倒し、腹を蹴ったり、踏みつけるなどした。」旨供述した。

Xは、X公判（令和8年1月下旬）において、自身の暴行については4月24日の取調べ時と同旨の供述をし、被告人の暴行については当公判での証言（後記エ）と同旨の供述をした。

エ Xは、当公判で、自身の暴行について、「4月6日昼に腹部付近を膝蹴りをした。同日夜、台所で被告人から暴行を受けた被害者がテレビを蹴ったので、怒って被害者の顔面を殴り、脇腹を2回殴った。捜査段階では『胸を蹴った』旨述べたが、これは嘘であり、胸は蹴っていない。4月7日未明には暴行をしていない。」旨証言した。一方、Xは、当公判で、被告人の暴行について、「4月6日夜、被告人は、被害者とゲームの勝敗に関して言い合いになり、被告人の元彼女の話（以前に被害者と被告人の元彼女がLINEで被告人の悪口を言っていた件）になって怒り、被害者を正座させて腹を蹴ったり、顔面を蹴ったり、手で頭を持って倒したりした。その後、被告人と被害者が台所で夕食を作っていた際、被告人が、被害者を殴るなどした。さらに、夕食の際、被告人と被害者が口論になり、腹を立てた被告人が、被害者を蹴り、倒れ込んだ被害者の腹を踏みつけ、顔を殴ったり蹴ったりした。」旨証言した。

(2) 供述経過等からの検討

ア Xは、逮捕前は、自分も被告人も被害者に暴行していない旨述べていたが、被告人の供述（上申書）に基づいて逮捕された後は、自分は第1暴行で腹を蹴り、第2暴行で腹を殴ったり、胸を蹴ったりし、被告人も第2暴行で腹を殴ったり蹴った

りした旨述べた。その後、4月18日に被告人への悪感情を検察官に述べると、4月24日からX公判までは、第2暴行について、自身の腹部付近への暴行は全て否定し、被告人の腹部付近への暴行は、かなり強度のものを具体的かつ詳細に述べるようになった。そして、当公判では、第2暴行における自身の腹部への暴行を「脇腹を2回殴ったが、捜査段階で述べた胸を蹴ることはしていない」旨証言し、被告人の暴行は、変遷後のかなり強度の暴行の内容を維持している。

イ Xは、「第2暴行で胸を蹴っていない。逮捕後から4月18日まで『胸を蹴った』旨嘘を述べていた理由は、4月7日未明に暴行していないことを捜査機関に信用してもらうために、第2暴行について過剰な嘘を述べた」旨証言するが、この説明はかなり不合理であって信用し難く、本当は第2暴行で胸を蹴ったにもかかわらず、蹴っていない旨の虚偽の証言をしているのではないかという疑問が生じる。

また、Xは、逮捕前は被告人の暴行を述べなかったが、被告人の供述に基づき自身が逮捕される一方で被告人は逮捕されずに帰宅を許されたという状況で、逮捕直後から被告人の暴行を供述し、さらに検察官に被告人への悪感情や釈放への不満を述べるほどの心境の下で、被告人のかなり強度の暴行を具体的かつ詳細に述べるようになり、相対的に自身の暴行を小さく述べている。このような変遷について、Xは、「被告人は友人であり、また、かばっていれば正直に話してくれると考え、被告人をかばう供述をしていたが、被告人が、Xが一人で被害者に暴行をした旨の供述を続けていることを知り、かばうのをやめた」旨証言するが、逮捕直後から、「被告人が4月6日夜に被害者の腹部を殴ったり蹴ったりしていた」旨の被告人に相当不利益な供述を続けていたのであるから、Xの説明は納得のいくものではない。前記の変遷の経緯や内容等に照らせば、4月24日以降のXの供述は、自身の暴行は過少に供述し、被告人の暴行は過大に供述しているとみるのが自然であり、控訴審で量刑不当を主張する予定ということからすれば、現時点でもXの証言の信用性には疑問が残る。さらに加えて、Xが、捜査段階で、傷害「致死」になるのは社会的に見栄えが悪くて嫌だなどと述べていたことも考慮すると、真実は、被告人が第2暴

行をしていないにもかかわらず、捜査機関にXの暴行を供述した被告人への悪感情や、被告人にも責任を分担させてX自身の責任を軽くしたいなどという考えから、被告人も第2暴行をした旨証言しているのではないかという疑問さえも生じさせ得る。

(3) 本件前日（4月5日）までの被告人の暴行に関する証言

ア Xは、本件前日までの被告人の暴行について、「被告人は、3月中旬頃から、週2、3回、元彼女の件や被害者が嘘をつくことなどを理由に、被害者を殴ったり蹴ったりするなどの強度の暴行をしていた。例えば、①3月18日に、後輩に対し、顔の腫れた被害者の写真（甲35資料2）を送信したが、これは、X、被告人、A（被告人、X及び被害者の友人）の3人が暴行したものである、②3月下旬頃、被害者が海苔を勝手に一人で食べたことなどに関して、被告人が怒って被害者の頭をX方ドアに打ち付けてドアを凹ませた（甲33資料3－3写真番号㉑～㉓）、③4月3日頃、被害者がXの高価なポケモンカードを盗んだため、Xが被害者を解雇する旨告げた際、X方に来た被告人が『解雇すると、これまでの暴行について被害者が警察に被害申告するのではないか』旨述べ、Xが『それでも解雇する』と言うと、被告人は、『Xに許してもらえ』などと言って被害者を殴った、④4月5日夜、ゲームソフトを借りるため、X、被告人及び被害者がA方マンションに行き、2時間くらい話をしていたところ、Xが車内にいた際、被告人とAが車外で被害者に暴行を加えた。」旨供述する。

イ これに対し、被告人は、「2月以降、十数回被害者の肩を叩いたり尻を蹴ったりしたが、けがをするような強度の暴行はしていない」旨述べて、Xが証言する暴行を否定しているところ、①については、Xが後輩に送信したメッセージ（甲35資料2。X一人の暴行により被害者の顔が腫れたと解釈できるもの）によれば、X一人の暴行によるものとみるのが自然である。また、②は、被告人がドアを凹ませたのであれば、修理や弁償等の話になるのが自然であるが、そのような話がされた形跡はうかがわれない。③も、話の流れや、被害者に仕事を辞めさせないために被

告人が暴行に及ぶという経緯自体がかなり不自然である。④について、Aは、「被告人らと会っていた時間は10分くらいであり、Aと被告人は被害者に暴行をしていない。その根拠は、被告人らに会うため部屋を出る際、彼女に『5分だけ』と言って出たが、しびれを切らした彼女がマンション前まで迎えに来たからである。」旨証言しており、被告人も同旨の供述をする。Aは、事件直後の4月7日に被告人から二人だけで会いたい旨の連絡が来たことなど、被告人に不利益なことも証言しており、偽証罪を犯してまで被告人をかばう嘘を述べているとは考えにくく、④は、信用できるAの証言に反する。このように、Xが例として挙げる被告人の暴行の証言はいずれも信用し難く、その内容等に照らしても嘘を述べているものと考えられる。加えて、被告人と被害者とのLINEメッセージ（甲35資料4）をみると、被害者がXの現金を盗んだ頃（3月20日頃）や、海苔をめぐるやり取りの頃（3月30日頃）以外は、対等な友人間のものと評価でき、強度の暴行を繰り返すような関係とみるには違和感があることも考慮すると、被告人が、被害者に対して強度の暴行を繰り返していたというXの証言は信用し難い。

このように、3月中旬以降の被告人の暴行に関する証言が信用できず、具体的な暴行（前記①～④）について嘘を述べていると考えられることからすると、Xは、4月6日に被告人も強度の暴行を加えていたことの根拠とするため、以前から被告人が強度の暴行を繰り返していた旨の虚偽の証言をしているのではないかという疑いが否定できず、ひいては、4月6日に被告人も暴行を加えた旨のXの証言の信用性にも疑問を生じさせ得る。

（4）被害者の容態が急変した後の被告人の行動について

ア 検察官は、Xの証言にも依拠しながら、「被告人は、すぐに119番通報せず、病院に移動した後、Xに口裏合わせや逃亡を持ち掛け、そのやり取りが記録された自車のドライブレコーダーのSDカードを壊したり、自らのスマートフォンからXや被害者とのLINEのやり取りやXが被害者に暴行を加えている動画を消去したりした上、一人で病院から車で離れ、さらに、4月7日の取調べ後に同じく警察で

取調べを受けたAに対し、二人だけで会って話がしたい旨連絡しており、このような被告人の一連の言動は、被害者の腹部付近に強度の暴行を加えた者の言動とみるべきであって、Xの証言の信用性を裏付ける」旨主張する。

イ 検察官が依拠するXの証言は、「被害者が倒れた後、Xが119番通報しようとした際、被告人が『まだ心臓が動いているから大丈夫』などと言った。AEDを借りることができなかったため119番通報した際にも被告人は通報する気がなさそうだった。」「病院に駐車した被告人車の中で、被告人から『被害者のけがは被害者の母のパートナーのDVのせいにしよう』などと言われ、あいまいな態度を取っていると、『このまま二人で逃げよう』と言われたが断った。すると、被告人がドライブレコーダーのSDカードを壊した。」などというものであるが、これに対し、被告人は、「被害者が倒れた後、XがAEDを借りに行き、その間、被告人は心臓マッサージをしていた。AEDを借りることができなかったので、通報を渋るXに119番通報するように言うと、Xが通報した。病院の出入口付近で、Xから『被害者のけがは被害者の母のパートナーのDVのせいにしよう』などと言われ、一旦は応じることにし、4月7日の取調べで初めはこの嘘をついたが、すぐに本当のことを話した。ドライブレコーダーのSDカードは、車内での彼女等との会話やプライベートを記録されるのが嫌で、本件より前に捨てていた。」旨供述している。

被告人の供述のうち、119番通報の経緯については、被告人が、4月7日午後10時37分頃、彼女に対し、LINEで「俺がXに通報させた」と送信していることにより裏付けられており、Xの証言はこれに反する。また、Xの証言のうち、被告人が口裏合わせや逃亡を持ち掛けたという点についても、被告人は、4月7日朝に病院を離れた後、事件現場であるX方に戻り、X方付近で警察官から職務質問されている上、同日の取調べが終わって帰宅してから4月10日に逮捕されるまでの間に逃亡しようとした様子もうかがわれないことから、Xのこの証言には疑問が残り、被告人が述べるSDカード廃棄の経緯も不自然不合理とまではいえないことも併せると、被告人が述べる経緯であった可能性が否定できない。この点について、

検察官は、Xが被告人車のドライブレコーダーにSDカードがないことを知っていることは、Xの証言が事実であることを裏付けている旨主張するが、被告人は、捜査段階で、ドライブレコーダーのSDカードがないことを供述していたというのであるから、Xが、X公判のために開示された被告人の供述調書等の証拠を見て、ドライブレコーダーにSDカードがないことを知った可能性もあるから、検察官の主張は採用できない。

そのほかの被告人の言動も、本件以前から、Xの被害者に対する強度の暴行を制止せず自身も度々暴行をしていた状況の中で、4月6日もXが被害者に強度の暴行を続けている状況に居合わせながらこれを制止しなかった結果、被害者の容態が急変し、心肺停止状態で救急搬送されたことなどから、被害者の傷害や死亡についてXの共犯者として疑われたり捜査されたりすることをおそれる気持ちに基づく行動と理解することも可能である（LINE等の消去については被告人もその旨供述する）から、Xの証言を裏付ける事情とまではいえない。

(5) 被告人の供述の信用性

被告人は、Xが一貫して否定する4月7日未明のXの暴行を供述しており、この供述が虚偽であるとする、被告人の供述全体の信用性が揺らぎ、その対比においてXの証言が信用できるということにもなり得るため、この点も検討すると、被告人が述べる4月7日未明のXの暴行は、かなり具体的で不自然不合理な点もない上、被害者の容態が急変したこととも整合的にみえることや、当初の取調べから一貫していることなどから、その信用性を否定することはできない。そのほかの被告人の供述も、自己の暴行をやや過少評価しているように感じる面があることは否めないが、嘘を述べているとか、その信用性を否定できるほど不自然不合理な部分があるとはいい難い。

(6) まとめ

以上のとおり、供述経過等によればXが逮捕直後から被告人の暴行について虚偽の供述をしているのではないかという疑問が生じ得るところ、本件前日までの被告

人の暴行に関してXが虚偽の証言をしていることは、この疑問をさらに強めるものであり、他方で、被害者の容態急変後の被告人の言動もXの証言を裏付けるものまでとはいえず、被告人の供述自体にその信用性を否定できるような部分もないことを併せ考慮すると、Xが、被告人の供述に基づき逮捕された際、一旦は口裏合わせに応じた被告人に裏切られたと感じて腹を立てるとともに、被告人にも責任を分担させてX自身の法的・社会的な責任を軽減したいなどとも考えて、逮捕直後から被告人の暴行について虚偽の供述を続けているのではないかという疑いを否定することができない。

たしかに、検察官が主張するとおり、Xは、逮捕直後から自身の腹部付近への暴行を供述した上で、被告人の腹部付近への暴行も供述していることなどは、被告人の暴行に関するXの証言の信用性を肯定する方向の事情であり、また、被告人の供述にも前記(5)のような面があることは否めないものの、これまで検討したところによれば、被告人も腹部付近への暴行を加えた旨のXの証言は、これを否定する被告人の供述を排斥できるほどの信用性があるものとは認めることができない。

以上のとおり、Xの証言は信用できず、他に被告人の暴行を認めるに足りる証拠はないから、被告人が第2暴行の際に被害者の腹部付近に暴行を加えた事実を認めることはできない。

2 第2暴行の共謀

信用性を排斥できない被告人の供述によれば、第2暴行の状況は、被害者の言動に腹を立てたXが被害者の腹部付近を殴ったり蹴ったりするなどし、これを見かねた被告人が、Xから被害者を離そうとしてその服を引っ張ったり、Xがいる方へ行こうとする被害者を止めようとしてその肩を平手で叩いたりしたというものである。

このような被告人の行動に加え、本件以前にも被告人がXと同様の強度の暴行を被害者に加えていたことは認められないことを考慮すると、被告人がXの強度の暴行を制止しないままその場に居合わせ続けたことを踏まえても、被告人が、Xの強度の暴行を肯定して容認し、Xと共同して強度の暴行を行う意思を通じ合ったとは

いえず、Xとの間の共謀は認められない。

なお、前記の経緯や態様等に照らせば、被告人が被害者の肩を平手で叩いたことは、不法な有形力の行使には当たらず、暴行罪は成立しない。

3 結論

以上のとおり、本件公訴事実については犯罪の証明がないから、刑事訴訟法 336 条により、被告人に対し無罪の言渡しをする。

(求刑 懲役 7 年)

令和 8 年 3 月 13 日

千葉地方裁判所刑事第 3 部

裁判長裁判官	池	田	知	史
裁判官	東	尾	和	幸
裁判官	合	田		愛